

日理協 25 第 208 号

2025 年 7 月 4 日

厚生労働大臣
福岡資麿殿

公益社団法人日本理学療法士協会
会長 斉藤 秀之



厚生労働省

2026 年度(令和8年度)予算概算要求に向けての要望

日頃より本会及び理学療法士の活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

2026 年度予算概算要求につきまして、国民の健康と自立した生活及び地域包括ケアシステムの推進に向けて、保健・医療・介護・福祉・健康増進・予防等における質の高い理学療法士によるサービスが一層充実されるよう、下記の通り要望いたします。予算成立後、速やかに執行が行われますよう、あわせてお願い申し上げます。

記

- A) 医療・介護・福祉における理学療法士の確実な処遇改善
- B) 社会変化に適応した法・制度改正と理学療法の質向上に資する養成教育、研究・開発の充実
- C) すべての人の健康と疾病予防等に資する理学療法士の活用
- D) 医療・介護保険財源の安定化に向けた理学療法提供体制の充実
- E) すべての人々が働き続けられる社会と健康寿命の延伸に向けた予算の確保
- F) その他

各項目の詳細は別添参照

以上

2026 年度（令和 8 年度）予算概算要求に向けての要望事項

A)	医療・介護・福祉における理学療法士の確実な処遇改善	2
1)	構造的かつ継続的な賃上げの実現	2
2)	「介護職員処遇改善加算等の取得促進事業」の推進と医療分野-介護・福祉分野の処遇格差の改善	2
B)	社会変化に適応した法改正・制度改正と理学療法の質向上に資する養成教育、研究・開発の充実	3
1)	理学療法士による「公衆衛生」への寄与および業務内容の明確化	3
2)	理学療法士養成教育課程における4年制教育の推進	3
3)	理学療法士資格取得後の卒後研修の法制化に向けた検討会の設置	4
4)	国が認める専門・認定理学療法士制度の確立と社会保障に資する評価	4
5)	マイナポータルにおける免許取得者情報の管理に向けた法整備および情報管理の推進	5
6)	施行から約 60 年に及び改正されていない理学療法士の資格法の在り方に関する検討会の設置	5
7)	「厚生労働科学研究の促進(厚生労働科学研究費補助金等)」の拡充と活用	5
C)	すべての人の健康と疾病予防等に資する理学療法士の活用	7
1)	「脳卒中・心臓病等特別対策事業」の拡充と活用	7
2)	「慢性腎臓病(CKD)対策の推進」における理学療法士の活用	7
3)	「リウマチ・アレルギー疾患対策の推進」における理学療法士の活用	7
4)	「難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進」における理学療法士の活用	8
5)	がんリハビリテーションにおける経済効果と理学療法士の活用	8
D)	医療・介護保険財源の安定化に向けた理学療法提供体制の充実	9
1)	「地域医療介護総合確保基金(医療分)」の拡充と活用	9
2)	「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業分)」の拡充と活用	9
3)	退院後早期の訪問リハビリテーションの提供体制の充実	9
4)	全国の地域包括支援センターへの理学療法士等の配置促進	10
5)	すべての女性の健康に資するライフステージに伴走した医療提供体制の確保と理学療法士の活用	11
E)	すべての人々が働き続けられる社会と健康寿命の延伸に向けた予算の確保	13
1)	「健康の維持・増進に向けた栄養対策の推進」における理学療法士の活用と運動支援の推進	13
2)	産業保健領域における労働災害防止に関する予算の確保	13
3)	健康増進施設等における人材確保の推進と理学療法士の配置	14
4)	介護現場において理学療法士を活用した介護職員の健康増進・労働災害防止の推進による介護現場の介護人材不足の改善および生産性向上	15
5)	「高齢者活躍人材確保育成事業」の拡充と就労支援事業における理学療法士の活用	16
F)	その他	17
1)	リハビリテーション課の新設とリハビリテーション政策を担う担当部局への理学療法士の配置	17
2)	「医療技術等国際展開推進事業」の活用	17
3)	「UHC ナレッジハブにかかる会議等の開催」におけるリハビリテーション専門職の活用	18

A) 医療・介護・福祉における理学療法士の確実な処遇改善

1) 構造的かつ継続的な賃上げの実現

【要望先: 医政局医事課、保険局医療課、老健局老人保健課、社会・援護局障害保健福祉部】

令和6年度報酬改定(以下、「トリプル改定」とする。)におきましては、ベースアップ料加算を含む処遇改善への継続的なご尽力を賜り、感謝申し上げます。

近年の社会情勢における未曾有の物価上昇により、すべてのリハビリテーション専門職(以下、「リハ専門職」とする。)における確実な賃上げの実現が急務です。リハビリテーション専門職団体協議会(以下、「3団体」とする。)が行ったトリプル改定後の賃上げに関する実態調査によりますと、ベースアップを含む昇給が行われた医療・介護・障害福祉施設が限定的であることがわかりました。また、日本理学療法士協会の調査によりますと、理学療法士のボリュームゾーンでもある20代から40代の若年層が将来に対する強い不安を抱えており、処遇改善を求めて他業種へ流出している実態が確認されています。

このような状況を踏まえ、すべてのリハ専門職の処遇改善が恒常的に達成されるよう、令和8年度以降におきましても、報酬改定を中心とした社会保障費の更なる活用と拡充を要望します。

また、物価上昇を上回り、かつ他産業と同等以上の賃上げの実施となるよう、処遇改善に向けた抜本的な構造改革を行うための省内検討会や委員会を創設し、中長期的な目標値を設定いただくよう、併せて要望します。

2) 「介護職員処遇改善加算等の取得促進事業」の推進と医療分野-介護・福祉分野の処遇格差の改善

【要望先: 老健局老人保健課、社会・援護局障害保健福祉部】

トリプル改定におきましては、診療報酬における医療従事者の賃上げ施策の中において、理学療法士の名称を明記いただいたこと、ならびに介護職員等処遇改善加算における職種間配分の対象として理学療法士が明記されたことにつきまして、感謝申し上げます。

一方で、前述の3団体が実施した実態調査によれば、医療施設における賃上げの実施割合に比べ、介護施設および障害福祉施設における賃上げの実施割合が著しく低いという現状が明らかとなっています。

このような状況を踏まえ、理学療法士を含むリハ専門職の確実な賃上げにつながるよう施策を見直すこと、および処遇改善の目標値を定めることを要望します。

B) 社会変化に適応した法改正・制度改正と理学療法の質向上に資する

養成教育、研究・開発の充実

1) 理学療法士による「公衆衛生」への寄与および業務内容の明確化

【要望先:医政局医事課、健康・生活衛生局】

理学療法士は、約 60 年前に制定された「理学療法士及び作業療法士法」に基づき、社会保障制度を支える「保健医療・公衆衛生」の領域において、医療・介護・障害福祉サービスの専門職として大きく貢献してまいりました。

令和の時代に入り、国民の健康寿命の延伸を目指す中で、医療機関等における医療サービスの提供のみならず、予防や健康づくりといった保健事業においても、理学療法士の活躍の場が全国的に広がっています。

具体的には、母子保健、学校保健、地域保健、産業保健、精神保健、障害者保健、さらには災害保健といった、いわゆる「公衆衛生」の領域において、理学療法士は地域住民の健康の保持増進に寄与しています。こうした社会的要請を背景に、理学療法士の養成課程における卒前教育や、就労後の継続研修においても、より多様な保健分野に対応できる人材育成に向け、業界全体で積極的に取り組んでいます。

しかしながら、現行の「理学療法士及び作業療法士法」においては、理学療法士の「公衆衛生」領域への関与や貢献についての記載がなく、制度上その職能の幅広い展開を正當に評価・活用できていない現状です。

つきましては、理学療法士が「公衆衛生の普及向上に寄与すること」について現行制度の整理を進めるため、リハビリテーション専門官を中心とした省内検討会を設置いただくことを要望します。

2) 理学療法士養成教育課程における4年制教育の推進

【要望先:医政局医事課】

近年、国際的には理学療法士の業務範囲が医療・リハビリテーションの枠を超えて、公衆衛生や地域保健といった領域にまで拡大しつつあり、養成教育課程もこれらを支える学士以上の高度な水準に引き上げられている状況です。世界理学療法連盟が示している「理学療法士教育の枠組み(2021)」においては、理学療法士の養成教育課程は「最低限、理学療法の名称を持つ学士レベルの学位を取得すること」と明確に示されています。

一方で、我が国における理学療法士の養成教育課程における最低学位は、3年制教育による「専門士」とされており、世界標準との間に明らかな教育水準の乖離が生じています。このような状況を踏まえ、我が国においても、現行の3年制教育が将来的にも妥当であり続けるのかについて、専門的かつ多角的な観点から検討を進めていく必要があります。

経済協力開発機構(OECD)加盟国をはじめとする諸外国との教育課程における格差是正の観

点からも、我が国の理学療法士養成教育の高度化に向けた制度的な議論を進めていただきますよう、要望します。

3) 理学療法士資格取得後の卒後研修の法制化に向けた検討会の設置

【要望先:医政局医事課】

現代の医療・介護・障害福祉サービスを取り巻く環境は、医療の高度化・広範化、新興感染症への対応、さらに保健領域における予防・健康づくりの重要性の高まりなど、日々大きく変化しています。こうした社会的背景に柔軟に対応するためには、これらの分野に従事する専門職が多様な側面において継続的に研修や自己研鑽を行う機会の創設が求められます。

特に、リハビリテーションの質を恒常的に担保するためには、卒後における新人教育制度の整備が不可欠です。これは、専門的な知識や技術の習得に加え、社会人としての立ち振る舞いやマナー等を含めた座学を体系的に提供するものであり、実務現場において即戦力となる人材の育成につながるものと考えます。また、官民が一体となって OJT(On the Job Training)を推進できる環境の整備は、実務を通じた能力向上を図るうえで極めて有効であり、結果として医療の質の確保にも資するものです。

日本理学療法士協会(以下、「本会」とする。)においては、こうした方針に基づき、卒後教育制度を鋭意運用し、質の高い理学療法士の育成に取り組んでいます。OJT や症例検討等を含めた継続的な研鑽を5年間積み重ねることにより、「登録理学療法士」として認定する制度を構築し、すでに多くの修了者を輩出しています。

つきましては、看護師における研修体系の枠組みをモデルケースとし、本年度実施される予定である卒後研修に関する調査・研究をベースとした理学療法士における卒後研修の制度化について検討を進めていただくことを要望します。加えて、その結果に基づき、本会の登録理学療法士制度を、理学療法士の質を担保するための「法定研修」として制度的に位置づけ、その運用を推進していただくとともに、これに必要な予算を確保いただくことを要望します。

4) 国が認める専門・認定理学療法士制度の確立と社会保障に資する評価

【要望先:医政局医事課、保険局医療課、老健局老人保健課】

前述の「登録理学療法士制度」に加え、本会では理学療法士の更なるスキルアップおよび専門性の深化を図るため、「認定理学療法士制度」ならびに「専門理学療法士制度」を設けています。これらの制度は、それぞれの専門分野における高い知識と技能を備えた理学療法士を養成・認定するものであり、医療・介護・障害福祉の各分野において、より質の高いサービスの提供を実現する人材基盤として機能しています。質の高いリハビリテーションの提供は、患者・利用者の機能回復の促進や重度化予防にも寄与し、結果として社会保障費の適正化にも資する重要な取り組みです。

こうした研修制度を修了した理学療法士の専門性を適切に評価し、その意欲をさらに高めるとともに、全国的なリハビリテーションの質向上を目指す観点からも、「認定理学療法士制度」および

「専門理学療法士制度」について、社会保障制度の中での評価・位置づけの明確化、ならびに報酬制度における加算要件等としての包含に向けた制度設計をご検討いただき、必要な予算の確保を要望します。

5) マイナポータルにおける免許取得者情報の管理に向けた法整備および情報管理の推進

【要望先:医政局医事課】

生産年齢人口の減少に伴い、医療・介護・障害福祉の各分野における人材確保が一層困難になることが予測される中、働き方改革の推進とあわせたDXの着実な推進が喫緊の課題となっています。近年、理学療法士の活躍の場は、医療機関のみならず、介護・障害福祉・保健・公衆衛生・産業など、多岐にわたる分野に広がりを見せており、それに伴い、業務従事状況や活動領域の把握の重要性が高まっています。

このような状況を踏まえ、現在デジタル庁にて推進されている理学療法士免許取得者の情報管理に加え、理学療法士が実際にどの分野で、どのような業務に従事しているかを把握できるよう、「業務従事者届」に準ずる情報管理の仕組みについて、制度設計の検討を進めていただくことを要望します。さらに、その制度的運用の必要性に応じて、「理学療法士及び作業療法士法」の見直しを含めた法整備(後述)についても検討いただくことを要望します。

6) 施行から約60年に及び改正されていない理学療法士の資格法の在り方に関する検討会の設置

【要望先:医政局医事課、健康・生活衛生局】

「理学療法士及び作業療法士法」は、約60年前の社会背景のもとに制定されたものであり、当時の医療提供体制や社会構造を前提とした内容となっています。しかしながら、令和の時代においては、国民の健康寿命を支える理学療法士の役割は大きく変容・拡大しています。そのため、現行法においては、理学療法士の活動領域や役割が医療に限定的に定義され、保健領域の活動等において役割が与えられにくいなど制度上の制約が多く、多角的な支援を実現する上での障壁となっています。

つきましては、理学療法士がすべての国民の健康に寄与できるよう、時代に即した法制度の見直しに向けた横断的な検討が推進されるよう、リハビリテーション専門官を中心とした省内検討会を設置いただくことを要望します。

7) 「厚生労働科学研究の促進(厚生労働科学研究費補助金等)」の拡充と活用

【要望先:大臣官房厚生科学課】

すべての国民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を実現するため、安心安全で効果的な運動指導等を提供する理学療法士の役割が一層重要性を増しています。こうした社会的背景に応えるべく、科学的根拠に基づく新たな施策とその実践、加えて効果の検証が求められています。

つきましては、以下の研究開発事業に対する予算措置を講じていただきますよう、要望します。

- ・ 栄養ケア・ステーションにおける管理栄養士と理学療法士による栄養・運動指導モデルの開発
- ・ 理学療法士による公衆衛生的活動等の医療経済学的効果の検証
- ・ 新興感染症や中山間地域等においても安心して医師による医学的管理に基づく理学療法を継続できる遠隔医療モデル等の開発
- ・ 終末期医療における鎮痛や生活の質(QOL)の向上に対する効果的な理学療法の開発
- ・ 女性の健康に資する理学療法士の効果検証(国立成育医療センターとの協働)
- ・ 「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」を前例とした、理学療法士に関する検討会、モデル事業の展開、および実装

C) すべての人の健康と疾病予防等に資する理学療法士の活用

1) 「脳卒中・心臓病等特別対策事業」の拡充と活用

【要望先:健康・生活衛生局】

本事業における脳卒中・心臓病等総合支援センター事業において、理学療法士を含むリハ専門職を活用いただき、深く感謝申し上げます。

「脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業の実施報告【令和4年度・令和5年度】」によると、センター内におけるリハビリテーションの充実が示されている一方、全28施設のセンターに配属されている「リハビリ専門職(PT・OT・ST)」は11.4%であり、これは1施設あたりおよそ2.8名の体制でリハビリテーションが実施されています。脳卒中および心臓病におけるリハビリテーションの有効性については広く認められており、すべての利用者が平等に質の高いリハビリテーションを受けられる体制を構築するためには、センターへのリハ専門職の一層の配置促進が不可欠です。

そのため、本事業の更なる拡充と、理学療法士を含むリハ専門職の継続的かつ計画的な配置促進に向けた予算の確保を要望します。

2) 「慢性腎臓病(CKD)対策の推進」における理学療法士の活用

【要望先:健康・生活衛生局】

国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)が示す各健康領域における指針「HCQ2-3 保存期 CKD 患者に対して適切な運動は CKD 進展を抑制するか?」によると、「腎機能(GFR)の改善をもたらす可能性があるため、年齢や心肺機能を考慮しながら可能な範囲で行うこと」が推奨レベル2として提案されています。

このように、慢性腎臓病(CKD)の進行抑制に対しては、適切な運動の有用性が示唆されており、医師を中心とした多職種による連携支援体制のさらなる充実が求められています。理学療法士は、対象者の特性を踏まえ、運動生理学に基づく運動の頻度・強度・種類・時間や適切な身体活動の指導等の専門知識を有し、疾患や患者個々の状態に応じた安全かつ効果的な運動指導が可能であり、CKD患者への支援においても重要な役割を果たすことが期待されます。

つきましては、本事業における「慢性腎臓病(CKD)重症化予防のための診療体制構築および多職種連携モデル事業」において、理学療法士を積極的に活用していただけるような施策と予算を確保することを要望します。

3) 「リウマチ・アレルギー疾患対策の推進」における理学療法士の活用

【要望先:健康・生活衛生局】

関節リウマチの治療の4本柱として、「基礎療法」、「薬物療法」、「手術療法」に加え、「リハビリテーション」が位置付けられています。公益財団法人日本リウマチ財団においても、関節リウマチの治療として理学療法をはじめとしたリハビリテーションは有効であると示しており、医師の治療だけ

ではなく、リハ専門職を含む多職種と連携した包括的な支援が求められています。

つきましては、本事業における「リウマチ・アレルギー特別対策事業」ならびに「免疫アレルギー疾患患者に関わる治療と仕事の両立支援モデル事業」について、都道府県理学療法士会との連携を図り、地域における実効性の高い事業展開を可能とするための制度設計の推進と、当該事業にかかる予算の拡充を要望します。

4) 「難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進」における理学療法士の活用

【要望先:健康・生活衛生局】

指定難病患者等への医療費助成や社会参加に向けた支援体制の整備は、すべての国民の健康と生活を保障する観点から、今後も着実に推進していく必要があります。その中でも、セーフティネットとしての確実な医療提供体制の一端を担う、独立行政法人国立病院機構における重症心身障害や神経・筋難病患者への支援においては、理学療法士をはじめとするリハ専門職が広く活躍しています。

こうした現場における実績と経験は、支援の「好事例」として全国的に支援体制の整備と強化を進めていく上で不可欠です。理学療法士を含むリハ専門職の関与により、患者本人のみならず、そのご家族に対する身体的・精神的・経済的負担の軽減が図られ、結果として医療・介護費用の削減にも貢献します。

つきましては、本事業の継続的な展開を図るとともに、医療提供体制の構築、疾病対策の推進、調査・研究活動の充実等においても、理学療法士を積極的に活用していただけますよう、要望します。

5) がんリハビリテーションにおける経済効果と理学療法士の活用

【要望先:健康・生活衛生局、保険局医療課】

近年の医療の進展により、がん治療における生命予防の延長が着実に実現されています。それに伴い、観血的・非観血的治療後の社会復帰を支えるための支援体制の充実が強く求められています。がん患者に対するリハビリテーションは、予防的、回復的、維持的、緩和的といった各段階において有意な効果を示しており、退院後における外来支援の継続も、QOLの向上や健康寿命の延伸に資する極めて重要な取組です。

しかしながら、現行の「がん患者リハビリテーション料」は入院時のみに適用されており、外来受診時には適用対象外とされているため、退院後のリハビリテーションの提供や支援等を十分に確保できない現状にあります。これにより、早期の社会復帰の遅れ、在院日数の延長、さらには家庭や地域における介護負担の増大が懸念されます。

つきましては、がん治療を受けた患者が安心して社会参加を継続できるよう、理学療法士をはじめとするリハ専門職を活用した、がんリハビリテーション事業の拡充を要望します。

D) 医療・介護保険財源の安定化に向けた理学療法提供体制の充実

1) 「地域医療介護総合確保基金(医療分)」の拡充と活用

【要望先:保険局医療介護連携政策課、保険局医療課、医政局地域医療計画課】

急性期医療においては、リハ専門職を適切に配置することにより、リハビリテーションの実施率が有意に向上し、患者のADL改善、在院日数の短縮および再入院の防止を図ることができます。しかしながら、脳卒中急性期リハビリテーションに関する指針においては、休診日や休院日等における訓練提供体制が脆弱となる一因として、急性期病院におけるリハ専門職の絶対数不足が挙げられています。

つきましては、特に理学療法士の配置が少ない公的医療機関の急性期医療施設において、本基金を処遇改善や人材育成、地域での人材確保に活用できる具体的な活用例として明示いただき、人員配置の積極的な促進を図ることを要望します。

加えて、本基金を活用して実施された人員配置の実績や、費用対効果に関する調査を行う予算を確保し、地域ごとの実情に即した施策が的確に実行されているか、評価・検証することを要望します。

2) 「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業分)」の拡充と活用

【要望先:保険局医療介護連携政策課、老健局介護保険計画課】

第9期介護保険事業計画においては、介護職員の人材不足が明確に示されており、介護現場における人材確保を量・質の両面から強化していくため、持続的かつ計画的な施策の推進が求められています。また、昨今の介護政策においては、「リハビリテーション前置主義」の理念に基づき、可能な限り早期の段階でリハビリテーションを導入・展開することで、利用者の自立度を維持・向上し、医療・介護保険財源の安定化を図る方向性が示されています。

このような背景から、介護分野における理学療法士をはじめとするリハ専門職の積極的な登用・活用は喫緊の課題であり、退院後早期からのリハビリテーション支援や、介護現場における質の高いケアの実現に直結します。

つきましては、地域医療介護総合確保基金を活用し、介護現場におけるリハ専門職の確保に関する事業の更なる拡充と、その具体的活用方法や制度内容についての周知徹底を進めていただきますよう、要望します。

3) 退院後早期の訪問リハビリテーションの提供体制の充実

【要望先:保険局医療課、保険局医療介護連携政策課、老健局老人保健課】

退院後、早期にリハビリテーションを提供することで、疾病予後の改善、健康寿命の延伸、さらには総医療費の削減等に有意であることが、複数の研究により示されています。また、退院直後に訪

問リハビリテーションを受けた患者群は、受けなかった群と比較して、退院後 1 年間における介護度の重度化が抑制されたという結果も報告されています。

このように、エビデンスに基づく政策立案(EBPM)の観点からも、退院直後からの継続的なリハビリテーションの提供体制を整備することは、「ワイズ・スペンディング」に大きく資する施策であると考えます。

つきましては、訪問リハビリテーションが早期かつ円滑に提供される体制の継続的な強化・推進を、下記のとおり要望します。

- (ア) 退院直後からの早期訪問リハビリテーションの提供体制について、地域医療・介護提供体制の一環として継続的に強化・推進するための予算を確保すること。
- (イ) 医師不足等により訪問リハビリテーション事業所が極端に少ない過疎地域において、遠方の事業所から訪問サービスが提供可能となるよう、提供件数・回数等に応じた補助金措置を地域医療介護総合確保基金(医療分・介護分)にて活用可能であることを制度上明記すること。
- (ウ) 過疎地域において、東日本大震災復興特別区域制度下での訪問リハビリテーション事業所設置に関する特例措置と同等の特例措置を、平時においても検討いただくこと。

4) 全国の地域包括支援センターへの理学療法士等の配置促進

【要望先:老健局認知症施策・地域介護推進課】

現在、全国の地域包括支援センターにおいては、およそ 31 名※1 の理学療法士が勤務しています。理学療法士を含むリハ専門職における介護予防ケアマネジメントへの効果的な取り組みは、在宅支援やアセスメントといった個別へのアプローチのみならず、地域に根ざした健康づくりなど、地域包括支援センターが担う包括的支援の重要な担い手となり得ます。実際に、軽度認知障害理学療法ガイドラインやフレイル理学療法ガイドラインにおいて、理学療法士による予防的介入の有効性が示されており、高齢者の自立支援・重度化予防に資する存在として重要です。

しかしながら、現行制度上、地域包括支援センターにおける人員配置として、(1) 保健師その他これに準ずる者(2) 社会福祉士その他これに準ずる者(3) 主任介護支援専門員、と定められており、理学療法士を含むリハ専門職が基準に明記されていないことにより、採用の推進が困難な状況にあります。また、自治体ごとの地域包括支援に対する理解度・取組度の差異により、リハ専門職の独自配置を含む実態には、大きな地域格差が生じています。

つきましては、すべての地域において公平かつ質の高い介護予防支援体制を実現するため、全国の地域包括支援センターにおける理学療法士を含むリハ専門職の積極的な配置を推進していただきますよう、要望します。加えて、介護保険法施行規則第四百十条の六十六において、リハ専門職の明記に関する検討会の設置についての予算確保を要望します。

※1 日本理学療法士協会会員管理システムにおいて「地域包括支援センター」を所属先として登録している方を集計(2025 年 3 月時点)

5) すべての女性の健康に資するライフステージに伴走した医療提供体制の確保と理学療法士の活用

- ① 産前・産後ケア(特に運動器症状、尿失禁)における理学療法士の活用と医療機関との連携強化

【要望先:医政局医事課・看護課、健康・生活衛生局健康課、保険局医療課】

近年、女性の健康づくりや妊産婦に対する支援の充実が社会的に強く推進されており、令和6年10月には、こども家庭庁により「産前・産後サポート事業ガイドライン及び産後ケア事業ガイドライン」が改定されました。これにより、産後ケア事業の実施担当者として「理学療法士」が明記され、理学療法士による産後ケアの重要性が国の制度上においても明確に位置づけられたことは、大きな前進であると受け止めています。

一方で、実際の各地域における産婦人科を中心とした医療機関においては、理学療法士による産前・産後ケアの提供体制が未整備であることが多い状況です。具体的には、理学療法士による産前・産後ケアに対応できる施設基準や算定基準が不十分、理学療法士の配置基準が未整備、医師や他職種においても、理学療法士による産前・産後ケアの重要性に関する認識が十分に浸透していないなどの課題が散見されます。

つきましては、産後の女性が抱える身体的・心理的課題に対する専門的支援の充実を通じて、早期の回復や社会復帰を推進し、国民全体の医療費負担軽減に資する観点からも、理学療法士による産後ケアの充実について、下記のとおり要望します。

- (ア) 医療機関における産後理学療法提供体制(施設基準・人員配置基準等)の速やかな整備を行うこと。
- (イ) 産前・産後ケアにおける理学療法士の積極的な活用について、医療従事者の養成教育課程において学習できるようにすることなど、様々な施策を通じて推進すること。
- (ウ) 医療従事者や自治体関係者に対する啓発活動の推進を目的とした、広報・研修等にかかる予算の確保を行うこと。

- ② 産後女性の速やかな社会復帰および労働生産性の向上に資する理学療法士の活用

【要望先:雇用環境・均等局雇用機会均等課、医政局医事課・看護課、労働基準局安全衛生部】

女性の社会進出の進展に伴い、妊産婦の晩産化が顕著となる中で、基礎疾患、精神疾患、身体疾患などを有する妊婦が増加傾向にあります。その結果、妊娠中および出産時における身体的トラブルの発生リスクが高まっています。

こうした背景を踏まえ、出産後の女性が安心して育児に専念できるとともに、育児休業後の円滑な職場復帰および労働生産性の向上を果たし、さらに次の妊娠・出産を前向きに考えられる環境を整備していくことは、我が国における重要な社会課題のひとつであります。

特に、出産に起因する運動器症状(骨盤帯痛、腰痛、姿勢の変化など)や尿失禁に関し

ては、社会復帰後の労働生産性向上等の観点から、より早期の対応・支援が重要であり、理学療法士の関与が、女性の健康維持・向上に大きく寄与します。

つきましては、働く女性の健康支援の観点から、以下の項目について要望します。

- (ア) こども家庭庁と連携のもと、産後における運動器症状や尿失禁等に関する母子健康手帳の情報管理、および母性健康管理指導事項連絡カードの項目内容を検討いただくとともに、母性健康管理措置などを通じて必要な措置を受けられるよう、事業主への対応を含めた検討をすること。
- (イ) 産婦人科医や助産師を中心とした、産後ケアにおける理学療法士の活用について、養成課程や卒後研修等を通じて学ぶ機会を確保するなど、産後の運動器症状等に関する理解を推進すること。
- (ウ) 企業に所属する産業医や産業保健理学療法士等と連携し、必要となる具体的な支援措置の導入を検討すること。

③ 「周産期母子医療センター運営事業」における理学療法士の活用

【要望先:医政局地域医療計画課】

周産期医療の中核を担う周産期母子医療センターの機能強化にあたっては、医師や看護師等の人材確保を優先的に推進していくことが極めて重要であると認識しています。一方で、母体・胎児集中治療室(MFICU)や新生児集中治療室(NICU)において、理学療法士をはじめとするリハ専門職が介入することで、早期回復支援や発育促進、在院日数の短縮、家庭復帰後の育児支援にまで波及する効果が期待されます。

つきましては、医師や看護師等の人材確保および処遇改善の取組と並行して、理学療法士を含むリハ専門職の加配と、そのための事業予算の拡充について要望します。

④ 「女性の健康総合センターの体制強化・運営事業」における理学療法士の活用

【要望先:大臣官房厚生科学課】

女性はライフステージごとに心身の状態が大きく変化し、それに伴って女性特有の健康課題が生じることがあります。これらの健康課題は、就労継続や社会活動への制限など、社会的・経済的な損失にもつながることから、社会全体で共有し、包括的な支援を講じていくことが求められています。このような課題に対応するためには、ライフステージごとの女性の健康や疾患に関する多面的かつ包括的な分析を行い、病態の解明、治療、予防に向けた研究の推進が不可欠です。

本事業のさらなる発展に向けては、理学療法士を含むリハ専門職の専門的知見を調査・研究の過程に活用することで、運動機能・身体機能・生活機能といった側面を加味した分析が可能となり、より効果的かつ実践的な研究成果の創出が期待されます。そのため、成育医療研究センターの理学療法士を含むリハ専門職を活用していただき、産後ケア事業等における理学療法士の活用に関する実態調査や効果検証に係る予算の確保を要望します。

E) すべての人々が働き続けられる社会と健康寿命の延伸に向けた予算 の確保

1) 「健康の維持・増進に向けた栄養対策の推進」における理学療法士の活用 と運動支援の推進

【要望先:健康・生活衛生局健康課】

現在、活力ある持続可能な社会の実現を目指し、栄養・食生活の改善を中心とした健康づくりの推進事業が展開されています。今後、事業をさらに効果的に推進していくためには、栄養支援とあわせて、運動支援(呼吸・循環器系、神経系、運動器系の評価と、評価結果に基づく適切な運動の頻度、強度、時間、種類の指導等)を組み合わせた多職種連携の強化が不可欠であり、各都道府県に設置されている理学療法士会と栄養ケア・ステーションとの連携により、地域に根ざした健康づくりや介護予防の取組を一層強化・推進していくことが可能です。

また、食環境づくりの一環として実施されている「国民健康・栄養調査」においても、国民の身体状況の把握や、生活習慣病予備群の精査のための運動機能評価等を組み込むことが求められています。関節可動域や筋力、バランス能力等の客観的な運動評価を加えることで、より実効性のある調査結果と政策立案が可能になると考えられます。

つきましては、以下の項目について要望します。

- (ア) 各都道府県における理学療法士会と栄養ケア・ステーションの連携による運動・栄養両面からの健康づくり推進事業の強化に向け、当該事業の拡充および予算を確保すること。
- (イ) 「国民健康・栄養調査」において、運動機能評価の導入による身体機能の詳細な把握が可能となる体制の強化、およびそのための予算を確保すること。

2) 産業保健領域における労働災害防止に関する予算の確保

【要望先:健康・生活衛生局健康課、労働基準局安全衛生部安全課・労働衛生課】

① 産業保健領域における理学療法士の活用モデルの普及促進

本会ではイオン株式会社、イオンリテール株式会社と2022年から「健康・安全に活躍し続けられる小売業等の労働災害防止等の共同事業」に取り組んできました。本事業において、2店舗を対象に予備検証(①体力測定等の実施、②理学療法士監修の始業時1分間体操の導入、③効果の検証)を行った結果、過去1年の転倒は約12%減少しました。また、イオンリテール株式会社456店舗のうち、始業時体操介入店舗(37店舗)と対象店舗(299店舗)で1分間体操の効果検証を行った結果、全労働災害は千人対で5.1人減少し、そのうち転倒労災は2.2人の減少を認めています。さらに、常勤理学療法士1名が4店舗(1,225名)を対象にして体操を実施した場合、その10年間の総増分便益の推計値はおおよそ2,270百万円と試算されるなど、費用対効果に非常に優れている可能性が示唆されています。

今後さらに、全国の職場において同様の活動が広がり、医療・介護従事者の労働環境改善が一層進むよう、本会事業の普及促進に向けた広報・啓発の拡充および当該分野における予算の確保を要望します。

② エイジフレンドリー補助金のさらなる拡充

厚生労働省所管の「エイジフレンドリー補助金」制度は、中小企業における高年齢労働者の安全・健康の確保と就労継続支援を目的とし、労働災害防止を図るための各種取組を後押しする重要な施策として展開されています。本制度においては、転倒防止や腰痛予防などを目的としたスポーツ・運動指導コース等の設置をはじめとする、現場ニーズに即した柔軟な対応が可能となっており、加齢による身体的変化への対応を通じて、高年齢労働者が働きやすい職場環境の整備に大きく貢献しています。

つきましては、本補助金制度を活用した労働災害予防に向けた継続的な支援体制の構築とともに、今後のより一層の制度拡充および支援対象の拡大について要望します。

③ 労働災害防止を推進するための理学療法士の副業・兼業の推進

理学療法士においては、医療・介護・障害福祉における常勤勤務に加え、自らのスキルアップや賃金を求め、兼業・副業として横断的に活躍の場を求めている人材が多数存在しています。それに加え、施設・企業における高齢者を含む従業員の労働災害防止や予防指導、健康増進への取組として、社会保障制度内における勤務に限らず、理学療法士の背景を活かした社会貢献に寄与することができます。当事業を持続的に展開していくため、介護職員の確保、およびそこに勤務する従業員の健康予防・増進を目指して、理学療法士の活用が有効です。

つきましては、高齢者を含むすべての従業員の労働環境を支援するため、労働災害防止を目的とした医療機関等と連携した理学療法士の積極的な兼業・副業支援に関する予算の確保を要望します。

3) 健康増進施設等における人材確保の推進と理学療法士の配置

【要望先:健康・生活衛生局健康課】

厚生労働省所管のもと、公益財団法人日本健康スポーツ連盟により推進されている「健康増進施設認定制度」および「指定運動療法施設」において、その認定規程基準に「健康運動指導士及びその他運動指導者等の配置」と明記されています。医療機関型といった医学的な支援や管理が必要な施設においても、理学療法士を含むリハ専門職の配置義務はありません。

近年、健康増進施設等が増加傾向にある中、同連盟が開催する厚生労働大臣認定健康増進施設学術大会においては、身体活動・運動を安全に行うためのポイントを学ぶために、整形外科医、循環器科医といった医療関係者による運動時の医学的なリスク管理の対応の内容を含むプログラムが多くを占めるなど、リスク管理のレベルを引き上げなければならない状況が広まっています。

このような健康増進施設等における身体活動・運動時の医学的リスク管理の知識や技術につきましては、国家資格者としての理学療法士が専門職として身に着けているものであり、健康運動指導士等と連携をすることによって、安全かつより効果的に身体活動・運動を指導することができます。

つきましては、以下の項目について要望します。

- (ア) 「健康増進施設認定制度」および「指定運動療法施設」における施設基準に、理学療法士の配置が望ましいことを明記すること。
- (イ) 医療機関型施設における医学的リスク管理水準の向上に向けた効果的な専門職連携に関する実証事業の実施およびその予算を確保すること。

4) 介護現場において理学療法士を活用した介護職員の健康増進・労働災害防止の推進による介護現場の介護人材不足の改善および生産性向上

【要望先:老健局高齢者支援課】

介護職員の人材不足は、我が国が直面する深刻な社会課題のひとつであり、国・自治体を挙げて介護人材の確保・育成に向けた様々な取組が推進されています。そのような中、介護現場における職員の健康管理および労働災害の防止は、介護人材の安定的確保と定着を図るうえで喫緊の課題です。貴省による業務上疾病発生状況等調査(令和5年)においては、保健衛生業における災害性腰痛の発生率は業種内の91.3%をしめており、高い有病率が確認できています。

特に、重介助を要する施設や、職員の配置人数が限られている事業所においては、腰痛以外の運動器症状を訴える事例も多数報告されており、現場における具体的かつ実効性のある対策が求められています。

本会では、健康管理・予防啓発の一環として、理学療法士による「職場における腰痛予防」の取組を実施しており、厚生労働省主催「SAFE アワード」において、企業等間連携部門シルバー賞を受賞しました。本事業は、本会会員である理学療法士が自身の所属する医療・福祉施設等において、看護職や介護職など他職種の職員を対象に、労働災害のひとつである腰痛発生の予防と悪化防止を目的とした以下の3つのMissionに取り組むものです。

- ・ 啓発活動:ポスターを各施設内に掲示し、腰痛予防を啓発
- ・ 腰痛予防講習会:正しい動作や姿勢指導、実技を交えた教育の実施
- ・ 職場の腰痛リスクの見積と改善策の提案:現場環境の評価を通じた具体的な改善策の提案

本取組は、現場の腰痛発生率の低下と職員の業務継続性向上が期待されるとともに、医療・介護現場における安全で持続可能な就業環境の構築に大きく寄与するものです。

つきましては、以下の項目について要望します。

- (ア) 介護従事者における災害性腰痛を含む運動器疾患の発生率減少に向け、理学療法士等による健康増進・労働災害防止に資する取組を、全国的に普及・実装していくための事業予算を確保すること。
- (イ) 「生産性向上推進体制加算」を参考とした、理学療法士による腰痛予防をはじめとした労

働災害防止の取組が推進されるような枠組みを検討すること。

5) 「高齢者活躍人材確保育成事業」の拡充と就労支援事業における理学療法士の活用

【要望先:職業安定局】

本事業においては、超高齢社会を迎える中で、より多くの高齢者が安心・安全に長く働き続けることができる就労環境の整備が求められており、その実現に向けた多面的な支援の強化が期待されています。なかでも、各地域において高齢者の就業を支援しているシルバー人材センターの役割は極めて重要であり、単なる職業斡旋にとどまらず、就業前の準備、就業中の健康管理や安全配慮など、包括的な支援体制の整備が必要不可欠です。

このような観点から、高齢者の身体的特性を専門的に理解する国家資格者である理学療法士の関与は、センターの機能向上と高齢者の就労継続支援に極めて有用です。理学療法士は、健康指導、動作指導、姿勢・介助技術の習得支援を通じて、高齢者が安全かつ主体的に就業できるよう支援する役割を担うことが可能です。また、「センターでの就業に必要な技能講習」においても、理学療法士等の専門職による労働災害予防や身体機能に応じた動作・姿勢の指導を取り入れることで、高齢者の就労中の事故予防や健康保持に直結する効果が期待されます。

つきましては、シルバー人材センターにおける高齢者就業支援体制の一環として、理学療法士を活用するための予算を確保しつつ、「センターでの就業に必要な技能講習」において、理学療法士等による高齢者の特性に配慮した予防的指導の導入を要望します。

F) その他

1) リハビリテーション課の新設とリハビリテーション政策を担う担当部局への理学療法士の配置

【要望先:医政局医事課、保険局医療課、老健局老人保健課】

令和6年12月に開催されました「第10回リハビリテーションを考える議員連盟総会」において、厚生労働省内の当該局へリハビリテーション専門官が加配されることが明言されました。

現在、国民の健康寿命の延伸、介護予防、重度化予防、就労支援、社会参加の促進といった観点から、予防・健康増進分野におけるリハビリテーションの重要性が一層高まっています。また、医療・介護・障害福祉・保健といった幅広い分野をまたぐリハビリテーション政策については、専門的知見に基づく一体的・横断的な対応が求められています。

このような状況を鑑み、厚生労働省内にリハビリテーションに特化した組織体制の整備が必要不可欠であり、専門官の加配を契機に、リハビリテーション分野を専門的・体系的に担う「リハビリテーション課」の設置に向けた具体的な検討が急務です。

つきましては、リハビリテーション専門官を中心とし、厚生労働省内におけるリハビリテーション政策の統括・推進を担う「リハビリテーション課」の設置に向けた検討会の立ち上げおよび必要に応じた制度整備、加えて体制構築に向けた予算措置の確保を要望します。

2) 「医療技術等国際展開推進事業」の活用

【要望先:医政局総務課医療国際展開推進室】

本事業において、日本における世界最高レベルの保健医療水準を活かした、医療分野への国際貢献を果たしていくことは重要な責務であり、各国との外交折衝を推進していく必要があると理解しています。そのためには、国立健康機器管理研究機構(JIHS)をハブとした他国貢献の推進だけでなく、多角的な視点より捉えた保健・医療の国際展開を今後も継続的に議論していくことが重要です。

本会においても、以下のような実績を通じ、我が国の高水準なリハビリテーション技術と制度を、国際的な枠組みの中で積極的に展開してまいりました。

- ・ ベトナムとの連携により開催された「日越外交関係樹立50周年記念事業 リハビリテーション ベトナム国際セミナー」
- ・ 台湾理学療法士協会との覚書(MoU)締結を通じた持続的な交流促進
- ・ アジア健康構想(AHWIN)に基づく、アジア諸国との実践的な技術交流
- ・ World Physiotherapy(世界理学療法連盟)加盟国との人事・学術交流事業の推進

これらの取組は、単なる技術移転にとどまらず、リハビリテーション医療が国益に資する重要な外交・政策手段となる可能性を示しており、今後さらに発展的に推進していくべきものであると確信しています。

つきましては、本事業の制度設計を柔軟に拡充し、日本の理学療法士による高水準の医療技術・制度モデルの国際展開を促進すること、および理学療法士をはじめとするリハ専門職の国際貢献活動に対する予算措置を講じていただくことを要望します。

3) 「UHC ナレッジハブにかかる会議等の開催」におけるリハビリテーション専門職の活用

【要望先:大臣官房国際課】

平成 28 年の G7 伊勢志摩サミットを契機に、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進が国際的に進められており、我が国においても「UHC ナレッジハブ」の設置および調整部会の設置に向けた取組が鋭意進められているものと理解しています。

G7を含む諸国において、理学療法を含むリハビリテーションは重要な施策のひとつとして位置付けられているにもかかわらず、我が国においては、その中心を担うべき理学療法士をはじめとするリハ専門職の政策形成段階への参画が十分に進んでいない現状があります。

障害者権利条約のスローガンに倣い、「私たちのことを私たち抜きで決めないで(Nothing About us without us)」のもと、UHC ナレッジハブにおけるリハビリテーションを展開するにあたり、理学療法士を含むリハ専門職の積極的な活用を要望します。